

シンジケートローンにおけるアレンジャーの責任に関する判決

1. はじめに

シンジケートローンにおけるアレンジャーの参加金融機関に対する責任が争われた裁判で、名古屋地方裁判所は、アレンジャーの法的性格や責任等について言及した上で、当該事案におけるアレンジャーの責任を否定する判決を下しています（名古屋地裁平成22年3月26日判決金融・商事判例1340号18頁以下）。本判決は、シンジケートローンの実務に関する重要な点を含んでおりますので、本ニューズレターでは、その内容を簡潔に解説します。

2. 事案の概要と争点

本事案の事実関係は複雑ですが、重要な事実を中心にまとめると、以下の通りです。

- ① 事業会社 Z は、Z のメインバンクとは別の金融機関である Y に対してシンジケートローンの組成を依頼し、Y はアレンジャーに就任。
- ② Y は、X1、X2、X3（以下併せて「X」）を含む 10 金融機関に対してシンジケートローンへの参加を招聘。
- ③ X 及び Y は、Z に対してシンジケートローンを実行し、Z は Y に対して手数料を支払い、Y は X に対してその一部をシンジケートローンの参加料として支払う。
- ④ Z における粉飾決算の事実が発覚し、Z は、③から約 1 か月前後の時期に主要取引先から取引を解除され、メインバンク等からの融資継続を受けられなくなる。

- ⑤ Z は経営破綻し、③から約 6 か月後に民事再生手続開始の申立を行い、同手続開始決定を受ける。

Z の経営破綻によって貸付金の回収が困難になったことから、参加金融機関 X は、アレンジャー Y に対して、債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起しました。X の主な主張は、Y が X に対してシンジケートローンへの参加の是非を判断するために適正に情報を提供すべき義務を負担していたにもかかわらず、その履行を怠ったために、X は Z に粉飾決算の疑惑があったこと等を知らないまま貸付を実行してしまい、Z の経営破綻によって回収不能となった貸付金相当額の損害を被ったというものです。

本裁判の大きな争点は、アレンジャーが参加金融機関に対してどのような法的義務を負担するのかという点です。

3. 本判決の要旨

(1) アレンジャーと他の当事者との間の法律関係

前提として、本判決は、シンジケートローンについて、「複数の金融機関（貸付人）が協調して同一の借入人に対して融資を行う手法の 1 つであり、一般に、各貸付人間で融資条件の統一が図られ、融資の実行から回収に至るまで貸付人側の協調的な行動が予定されているが、各貸付人が直接の契約当事者となって借入人との間で金銭消費貸借契約を締結し、融資に係る権利義務も借入人と各貸付人との間で個別に発生するものとして構成される」と述べ、シンジケートローンにおける貸付が経済的に一体として行われるものの、各貸付人の法的な権利義務が個別に発生することを確認しています。

その上で、アレンジャーと他の当事者との間の法律関係について判示しています。まず、アレンジャーと借入人との法律

本ニューズレターの執筆者



ほりこし ひでお
掘越 秀郎

パートナー
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
（電話：03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp）

関係について、アレンジャーは、シンジケートローンの組成段階において、借入人との間で主要な融資条件を協議した上で、借入人からその融資条件に従ってシンジケートローンに参加する金融機関を勧誘することの授権を得て、金融機関に対する招聘を行うことから、委任契約(民法 643 条)ないし準委任契約(民法 656 条)の関係に立つとしました。

これに対して、アレンジャーと参加金融機関との間の契約関係の存在は否定されています。シンジケートローンにおけるアレンジャーは借入人に関するインフォメーション・メモランダムを作成し、これを参加金融機関に配布するものの、同書は借入人から提供された情報をそのままの形で紹介するものであること、アレンジャーがその真正について検証したり、検証する義務はないこと、同書中に免責条項や、参加金融機関が独自に借入人の信用力等の審査を行う必要がある旨の注意書きが記載されていることから、両者間の契約関係を基礎づけるものではないという考えに基づきます。

(2) アレンジャーの義務

上記(1)の議論を前提に、本判決は、アレンジャーの義務に関して以下のような考えを示しています。

① 債務不履行責任の否定

まず、本判決は、アレンジャーには前述の通り参加金融機関との間に契約関係は存在せず、参加金融機関の利益に配慮しながら適正なシンジケートローンの組成に努める義務(信任義務)や、参加金融機関が参加の是非を判断するための情報を適正に提供すべき義務を負わないと判示しています。融資の可否の判断は参加金融機関が自己の権限と責任で行うべきであり、参加金融機関はアレンジャーに一方的に依存する関係にはないとし、アレンジャーの参加金融機関に対する債務不履行責任(民法 415 条)を否定しています。

② 不法行為責任の可能性

他方で、本判決は、参加金融機関は適正な情報に基づき参

加の可否の意思決定をする法的利益を有するので、アレンジャーが、具体的事情の下で故意・過失によりその法的利益を侵害したといえる場合には、不法行為責任(民法 709 条)を負う場合があると述べています。本件のようなアレンジャーが参加金融機関に対して特定の情報を提供しない不作為が不法行為と評価されるためには、信義則上、参加金融機関に対して当該情報を提供すべき義務を負い、これに違反したことが必要であるとしています。これらの点は、当該情報の内容・性質、アレンジャーが当該情報を入手した経緯等の事情に照らして、当該情報を提供しないことが取引通念上容認し得ないといえるか否かという観点で判断されるとしました。具体的には、金融機関が借入人に対して守秘義務を負担することを考慮し、以下のA及びBの両要件を充足する場合は取引通念上容認し得ないとされ、この場合に、アレンジャーが参加金融機関に対して不法行為責任を負担する余地を認めています。

- A 当該情報が、招聘を受けた金融機関の参加の可否の意思決定に影響を及ぼす重大な情報であり、且つ正確性・真実性のある情報であること。
- B アレンジャーが、上記Aの点について特段の調査を要することなく容易に判断し得ること。

(3) 本事案における判断

本事案では、Y の X に対する情報提供義務違反の存否等が争われ、本判決は、不法行為の成否を検討しましたが、結論的には、Y の責任を否定しました。

まず、Z が原因関係のない取引先からの受取手形を割引に回して資金繰りに利用している情報を Y が X に対して提供していなかった事実が問題になりました。しかし、本判決は、具体的事実を検討の上、①Z と当該取引先との間に継続的な取引関係が存在することからこれを融通手形とは断定できず、X の参加の意思決定に影響を及ぼす重大な情報とまではいえないこと、②現実に資金繰りに困窮しているか否かは財務調査をしないと正確な判断は難しく、Z の決算書上資金繰りの困窮の兆候は見られなかったこと、③Y は受取手形の計上漏れの事実を認識しておらず、その可能性について独自に調査義

務を負わないこと等を理由に、上記A及びBの要件の充足性を否定しています。

また、Xは、ZのメインバンクがZに対して粉飾決算の疑いを指摘していた情報をYがXに対して提供していなかったという主張をしています。これに対して、本判決は、具体的事実を検討の上、①Zのメインバンクが粉飾決算の疑いを指摘したことについて、Yによるシンジケートローンの組成を妨害するために嫌がらせで言っているに過ぎないものであると考えて取り立てて調査をしなければならないような重要な情報ではないとYが判断したことにも無理からぬ事情があること、②YがZのメインバンクに照会しても、Zのメインバンクに守秘義務があることから有益な回答を得られる見込みはなかったと推認され、Yとしてはそれ以上の調査・確認をすることは困難であったこと、③Zのメインバンクの指摘がいかなる根拠に基づく、決算書中のどの点にどのような粉飾の疑いがあるという指摘をしたのか、信憑性のある指摘なのか不明であったこと等を理由に、上記Bの要件の充足性を否定しています。

さらに、Xは、YのZに対する既存貸付金の使途等に関してYのXに対する説明には虚偽があったという主張をしています。これに対しては、本判決は、具体的事実を検討の上、①Yは、既存貸付金が実際にどのように使用されていたかについて認識していなかったこと、②この点は、請求書、納品書、振込明細その他の資料に基づき買掛金債務の状況と代金支払の状況とを照合してはじめて把握できるものであり、実際にもZの経営破綻後Yが調査したことによってはじめて明らかになったこと、③Xが既存貸付金の詳細について照会した事実は認められず、Xの稟議書の記載からも、Xがこれらについて特段重視していなかったこと等を理由に、上記Bの要件の充足性を否定し、Aの要件の充足性に疑問を呈しています。

4. 本判決に対するコメント

(1) 本判決の意義

本判決は、シンジケートローンにおけるアレンジャーの法的性格を明らかにした上で、アレンジャーの参加金融機関に対する法的義務の範囲に関する規範を示したことに意義があり

ます。これらの諸点については、日本ローン債権市場協会(JSLA)が行為規範や実務指針を公表し、学者・実務家の間でも議論がなされていますが、明確に判示した裁判例はありませんでした。

シンジケートローンはその性質上、通常の貸付に比べて融資金額が大きくなりがちですし、近時、融資に関する金融機関の取締役の責任を認めた判決が出ている点(例えば、最高裁平成21年11月27日判決金融法務事情1891号52頁以下、及び最高裁平成20年1月28日判決金融法務事情1838号48頁以下・55頁以下等)に留意する必要があります。本件のように、融資直後に借入人が破綻するようなケースでは、参加金融機関が、自らの株主等から提訴されるリスクを考慮し、アレンジャーの責任を追及することが今後もあり得ると思います。

(2) アレンジャーを行う金融機関における留意点

アレンジャーは、借入人との間で取り交わすマデートレター等に基づき、借入人に対するシンジケートローンを組成する任務を負うと共に、借入人の情報に関する守秘義務を負担します。そのため、アレンジャーは、シンジケートローンの組成を成功させる利益や借入人に対する守秘義務と、参加金融機関が適正な情報を受領する利益とのいずれを優先させるかという板挟みになる可能性があります。本件でもそのような状況が生まれました。本判決が示した上記A及びBの要件はこの点の調整を図ったものであり、アレンジャーの性格や活動の実態を考慮して、アレンジャーの責任の範囲を限定している面があります。もともと、上記A及びBの要件は、事案に即して個別に判断されますし、Aの要件の「重大な情報」であるか否か、Bの要件の「特段の調査を要することなく容易に判断し得る」か否かといった点は一定の規範的評価を伴い、判断が微妙なこともあるため、アレンジャーを行う金融機関は慎重に検討する必要があります。借入人が一定の情報を参加金融機関に開示することに協力的ではない場合には、アレンジャーは、参加金融機関に対して責任を負担するリスクがあることに鑑み、シンジケートローンのアレンジを断念せざるを得なくなることもあるかもしれません。

(3) 参加金融機関における留意点

本判決が示す規範は、参加金融機関にとっても重要です。金融機関は、取引実績がない法人に対するシンジケートローンに、アレンジャーからの招聘を契機に参加する場合がありますと思われる。本判決によれば、アレンジャーが参加金融機関に発生した損害を負担するのは例外的な場合に限られますので、参加金融機関が、自らの責任で、デューディリジェンスやクレジットの検証を尽くすことの重要性が確認されたといえます。この点は、上記(1)の融資に関する取締役の責任にも関連してくると考えられます。

(4) アレンジャーとエージェントの関係

なお、実務上、アレンジャーが組成したシンジケートローンのエージェントになることはよくあることですが、エージェントは、シンジケートローン契約の締結後、参加金融機関のために同契約上で明示的に委任されている事務を行い、参加金融機関との間に委任又は準委任の関係があると解されています。本判決は、シンジケートローン組成前のアレンジャーの行為に係る責任に関するものであり、シンジケートローン組成後に問題となるエージェントの行為に係る責任に関するものではありません。

(5) 裁判の帰趨

本裁判は控訴中であり、上記 3 の結論や規範が変更される可能性があります。今後の動向及び控訴審における判断が注目されます。

以 上